

5.基本構想の実現に向けて

本基本構想に基づき、バリアフリー化を進めるにあたり、区では以下の点に留意して計画及び事業の推進にあたります。

1.市民参画により、利用者の意見を反映した計画の推進を図ります。

基本構想に基づき事業計画を策定し、事業を進めるにあたっては、区民や千代田区に訪れる多くの方々の意見を広く募集するとともに、エリアごとにワークショップ等を実施し、特定経路における事業内容等を検証しながら、より良い計画の実現を目指します。

2.国、東京都、隣接区との緊密な連携により事業の推進を図ります。

基本構想は、皇居を除く千代田区全域を対象としています。千代田区は、首都東京の中心として日本の首都機能を抱え、多くの就業者が活動し隣接区はもちろん全国から多くの来訪者があります。

この地域のバリアフリーを進めていくことは、国家・首都レベルのバリアフリーを実現することであり、世界に誇れる首都東京づくりのため、隣接区はもとより国、都の積極的な取り組みが不可欠なものであり、今後は関係機関のより緊密な連携を図っていきます。

バリアフリーを積極的に進めている国、都に対し、各管理者や公共交通機関に対しての財政的な支援を要請していきます。

3.各管理者、交通事業者がそれぞれの責務を遂行します。

千代田区における歩行空間バリアフリー整備の速やかな実現を図るため、各道路管理者、交通管理者、公共交通事業者は、基本構想に基づき、自らの責任において費用負担を含め10ヶ年の事業計画を策定し事業を推進します。

4 .沿道建築物等のバリアフリー化を促進します。

基本構想に基づき、主な公共交通機関や主な移動経路となる道路のバリアフリー化が進められます。これらは、沿道の公共建築物等のバリアフリー化が図られることではじめて都市全体のバリアフリー化が図られることとなります。

従って、基本構想に基づく事業計画を進めるとともに、公共的建築物のバリアフリー化を進めるために、ハートビル法や東京都福祉のまちづくり条例等に基づく基準の適正な運用と建築主に対する指導を図り、歩行空間と一体となった沿道建築物の整備促進に努めます。

また、区内では、東京駅、秋葉原駅、有楽町駅の周辺などで多くの市街地再開発事業等が進められています。各開発者が基本構想の趣旨及び内容を十分理解したうえで、駅や周辺道路と一体となったバリアフリー歩行空間の整備を進めていきます。

5 .モビリティの充実を図ります。

基本構想は、駅から目的となる施設等への連続されたバリアフリールート¹⁾の整備に主眼を置いており、都市のモビリティを支える一分野の計画と捉えることができます。

都市のモビリティ(人が移動する立場に立っての、目的地までの到達の容易性)¹⁾を確保するためには、ST サービス(スペシャル・トランスポート・サービス)²⁾を含む広範な交通手段、広域の移動空間のバリアフリーの連続性が重要であります。千代田区では、首都としての中核業務機能の集積、坂の多いまち、多種多様な活動を営む100万もの昼間人口を含む区民を支えるため、今後とも千代田区にあったモビリティの維持を図り、継続的な取り組みを行います。

- 1) モビリティ…すべての人を対象とした移動そのものを指す言葉ですが、交通計画上においては「人が移動する立場に立っての、目的地までの到達の容易性」という意味で使われることが多いようです。つまり、目的地までのアクセスの改善ばかりでなく、すべての人のすべての移動に対応した広範な交通手段と連続性の確保が重要となります。
- 2) STサービス…一般の公共交通システムでカバーできないような代替手段が必要な人を対象とした個別の移動支援システムによる移送サービスのことです。たとえば、アメリカで地下鉄を利用できない人のために地下鉄に並行して自動車輸送を行っているといったことです。千代田区の福祉タクシー「風ぐるま」も広い意味でSTサービスに含まれます。